

令和7年度特定目的住宅入居補欠者募集要項

1 受付期間

令和7年6月13日(金)～6月20日(金) (閉庁日を除く)

【申込書の配付：令和7年6月11日(水) から】

2 受付場所

唐津市役所1階・市営住宅指定管理者(株)創建唐津事務所窓口

相知市民センター内・市営住宅指定管理者(株)創建相知事務所窓口

午前8時30分から午後5時まで

3 補欠者募集団地

特定目的住宅 (別紙1のとおり)

4 入居申込資格

(1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(2) 市税(唐津市に納めるべき税全て)の滞納がないこと。

(3) 入居の申し込みをした日において、公営住宅法で定める計算方法により算出した「収入月額」が、下記の収入基準に該当すること。

若者住宅・・・月額20万円を超える収入であること。ただし、世帯主の年齢が25歳未満の場合は、月額15万円を超えること。

七山住宅・・・月額10万円を超え54万円以下の収入であること。

(4) 申込者(同居者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

※入居資格については、唐津警察署に照会します。

(5) 若者住宅に入居しようとする者は、次の条件に該当すること。

ア 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者(以下「世帯主」という。)の年齢が入居の申し込みをした日において40歳未満であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 **※単身者での入居はできません。**

(6) 七山住宅に入居しようとする者は、次のいずれかに該当すること。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

イ 市長が特に必要があると認め、規則で定める収入基準に該当する単身者であること。

5 申込方法

- (1) 特定目的住宅入居申込書に所要事項を記入して申し込みください。
(申込書は、市営住宅指定管理者(株)創建唐津事務所・相知事務所窓口にあります。)
- (2) 申し込みの際は、申込者又はご家族の方がおいでください。
電話又は郵送による申し込みは受け付けません。
- (3) 公開抽せんは、申込団地を管理している指定管理者が行います。
受付順が抽せん順となります。
- (4) 提出された書類は、返還できません。

6 申込書に添付する書類

- (1) 特定目的住宅入居申込書及び入居者収入申告書
- (2) 住民票の写し (家族全員及び続柄が載っているもの) 1 通
- (3) 収入を証する書類
入居予定者全員分の市町村 (税務課) の発行する
令和6年分所得証明書 1 通
※新しい仕事に変わった人は、給与等支払証明書が必要となります。
- (4) 納税証明書
入居予定者全員分の唐津市税務課の発行する市税の納税証明書 (建築住宅課所定様式) 1 通
- (5) 身体障がい者等の入居者がいる場合は、障がい者手帳等の提示。
- (6) 配偶者がいない方の申込の場合は、独身証明書または戸籍謄本 1 通
- (7) その他
上記書類が提出された場合でも、入居資格の判定が困難な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

7 入居者の選考

- (1) 申込者の入居資格は、書類及び実態調査で審査し、公開抽せんでは補欠順位を決定します。**公開抽せんは、申し込みの受付順に行います。**
- (2) 次のいずれかに該当する申込者は抽せん権が2回あります。
 - ①3年以上連続して申し込まれている人
 - ②18歳未満の子供のいる母子世帯・父子世帯
 - ③18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯

8 抽せん日及び抽せん会場 (予定)

抽せん日 令和7年7月1日 (火) 10:00～

抽せん会場 高齢者ふれあい会館「りふれ」 ホール

※抽せんの日時や場所は、申込の状況等により、変更になる場合がありますので、その場合には申込者に連絡いたします。

9 入居について

- (1) 募集住戸に空き家が発生し、準備が整い次第、補欠順位により連絡し、部屋の確認の後、入居手続きをします。
- (2) 入居に際し、若者住宅賃貸借契約書又は請書（入居名義人の実印(印鑑登録証明書)並びに、連帯保証人の実印(印鑑登録証明書)及び所得証明書並びに納税証明書が必要)の提出、敷金（家賃の3月分）の納入など、所定の手続きが必要です。
- (3) **犬、猫などのペット類は飼えません。**
市営住宅の敷地内では、野良犬や野良猫などへの餌付けも禁止しています。

10 補欠順位の有効期限

令和8年3月31日まで

11 その他

七山住宅入居者は入居期間が3年を超えてから、毎年度、収入を申告し、認定された収入に応じて決定します。また、認定された収入が規定以上であり、入居年数が規定以上であった場合、明渡の努力義務が課される、または明渡請求を行う場合があります。

連帯保証人は、入居者と連帯して、家賃その他の入居者の債務について負担します。

※ 問い合わせ先一覧

市営住宅指定管理者(株)創建 唐津事務所 TEL 0120-740-784

市営住宅指定管理者(株)創建 相知事務所 TEL 0120-947-472

唐津市建築住宅課住宅管理係 TEL 0955-72-9139

《特定目的住宅の概要一覧》

令和7年4月1日現在

問合先	団地名	建築年度	所在地	構造 住戸タイプ	住宅 使用料 (円)	該当校区		募集戸数	
						小学校	中学校		単身 入居
相知(株) 事創建 務所	わかもの 若者	H16	巖木町牧瀬 574-9,10	木造平屋 2LDK	25,000 ～ 40,000	巖木	巖木	1	
唐津(株) 事創建 務所	だい 第1七山 じゅうたく 住宅	H7	七山滝川 1286	中耐 鉄筋コンクリート 2F 3DK	30,000	七山	七山	4	
	だい 第2七山 じゅうたく 住宅	H7	七山滝川 1286	中耐 鉄筋コンクリート 2F 2DK	22,000	七山	七山	4	
	だい 第3七山 じゅうたく 住宅	H10 H13	七山滝川 1559-1	中耐 鉄筋コンクリート 3F 3DK	30,000	七山	七山	16	

収入の計算方法(月額)

○給与所得者

年間総収入額－所得控除額＝給与所得控除後の金額^{注3}

(給与所得控除後の金額－380,000円×扶養親族数^{注1}－その他の所得控除額^{注2})

×1/12＝200,000円超 若者住宅 (25歳未満 150,000円超)

100,000円超 540,000円以下 七山住宅

○事業所得者

(市町村民税課税対象額－380,000円×扶養親族数^{注1}－その他の所得控除額^{注2})

×1/12＝同給与所得者

【注1】七山住宅の場合は扶養親族数が2人以上でも1人として計算します。

【注2】その他の所得控除額とは

- ・老人控除対象配偶者控除(70歳以上) 10万円
- ・老人扶養親族控除(70歳以上) 10万円
- ・16歳以上23歳未満の扶養親族控除(旧特定扶養親族)の控除 25万円
- ・寡婦(夫)控除・障害者控除 27万円

・ひとり親控除（所得者本人で、その者の所得金額が35万円未満
の場合は当該所得金額） 35万円

・特別障害者控除 40万円

【注3】令和2年度税制改正に伴い、給与・年金所得を有する入居者及び同居者には、所得金額調整控除が加算されます。